

策定年月日	平成16年 8月17日
変更年月日	平成18年 8月31日
変更年月日	平成22年 6月 8日
変更年月日	平成23年10月25日
変更年月日	平成26年10月 1日
変更年月日	平成28年10月 1日
変更年月日	令和 3年12月 1日
変更年月日	令和 5年 9月26日
変更年月日	令和 8年 9月 8日

農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想

令和8年9月

四国中央市

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・1
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・4
 - ・ 目標営農類型一覧表・・・4
 - ・ 目標営農類型基本的指標・・・5
- 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営
の指標・・・13
- 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する
事項・・・13
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・16
 - 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・16
 - 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・16
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・17
 - 1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準
その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・17
 - 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用
改善事業の実施の基準に関する事項・・・17
 - 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施
の促進に関する事項等・・・21
- 第6 その他・・・22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 四国中央市農業の現状と振興方針

四国中央市は、平成16年4月1日に2市1町1村の合併により誕生した市であり、愛媛県の東端に位置する。総人口は79,065人（令和8年3月末現在住民基本台帳）、総面積は421.24km²であり、豊かな森林資源や田園地帯を有する一方、東部には県内有数の製紙工業地帯が形成されるなど、農業と工業が併存する地域構造となっている。

本市の気候は温暖であり、年間を通じて比較的安定した農業生産が可能であるが、春から秋にかけて発生する「やまじ風」や、近年の気候変動に伴う異常気象への対応が課題となっている。

また、四国の高速交通網の結節点に位置する地理的特性から都市化が進展しており、工業立地需要等により農地の転用圧力が高まっている。このため、地域計画（目標地図）を核とした優良農地の確保と、秩序ある土地利用の推進を最優先課題として取り組む必要がある。

農業構造については、60歳未満の基幹的農業専従者のいる農家や新たに就農する若年労働力が減少する反面、高齢専業農家や後継者のいない農家が急速に増加するぜい弱な構造となっている。特に、農山村地域においては、過疎化の進行も相まって、荒廃農地が増加する等農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。

このため、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始または農業法人に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手という問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組をより一層推進するものとする。

さらには、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクが高まっており、国内の農業生産基盤の増大が必要とされる中で、本市においても将来にわたり食料を安定的に供給するため、生産基盤の高度化や生産振興、担い手の育成確保等、総合的に施策を展開し、農業生産基盤の強化を実現する。

これらの取組を通じて、本市農業経営の持続的発展及び活性化を図るものとする。

2. 農業経営基盤の強化の方向

（1）構造再編の方向

本市農業が抱える問題に対処していくため、「四国中央市農業振興基本計画」及び「四国中央農業振興地域整備計画」との整合性に留意しつつ、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本市農業の健全な発展を図るものとする。

具体的には、10年後に実現可能性のある目標とするため、地域において現に成立してい

る優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従業者1人あたりおおむね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従業者1人当たりの年間農業所得おおむね400万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組を努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

ただし、新規就農者については、就農初期の経営の安定化を図る観点から年間農業所得（おおむね250万円）を目標とする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、担い手としての数の確保、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45歳以上65歳未満の他産業で従事経験のある意欲的な中高年齢者についても、積極的に支援の対象とし、新規就農者を令和17年度までに40人（年間4人）確保とすることを目標とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする経営の姿は、原則として、経営がおおむね軌道に乗る時点（就農後5年目）の経営規模及び所得水準が、この「基本構想」に示す水準を目標とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。

さらに、当面効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成が困難である等地域の実情に即し、育成すべき農業経営体以外にも地域農業の維持・発展のために必要な多様な担い手像を明確にする。

（２） 構造再編の方法

本市は、この目標を達成するため、集落における話し合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

- ア 優良農地を確保するとともに、経営規模の拡大と経営改善を図り、経営の安定と発展に向けて農業経営の法人化を推進する。
- イ 農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化、農作物の効率化や面積拡大に資するスマート農業の推進に取り組む。
- ウ 農業生産基盤の安定化に向けて、農地、農道、ため池、用排水施設等の整備及び適正な維持管理を行う。
- エ 高収益作物の導入及びその産地形成を推進するとともに、地産地消や食育の取組を強化し、6次産業化による付加価値の向上を図る。
- オ 新規就農者の確保と定着支援のため、市農業振興センターが窓口となり、関係機関との連携を密にし、就農から自立に至るまでの一元的なサポートを行う。

なお、規模の大きい先進的な法人経営体については、新規就農者（後日独立して農業経営を開始する予定の者を含む。）の受け皿としても位置づけ、支援する。

- カ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や農業女子組織への参加を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。
- キ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で役割分担を明確にし相互にメリットを享受できるよう、健全なコミュニティへの発展を図る。
- ク 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。
 - (ア) 農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。
 - (イ) 営農形態や農業従事態様の多様化に対応した担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。
 - (ロ) 進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。
 - (ハ) 希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

第2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型を示すと次のとおりである。

【目標営農類型一覧表】

経営体別	営農類型別		経営規模
個別経営体	土地利用型	水稻＋麦＋里芋	4.6ha
		水稻＋里芋＋山の芋＋ブロッコリー	3.0ha
		水稻＋里芋＋青ネギ	2.75ha
		水稻＋里芋＋柑橘＋花木	2.0ha
		茶業	2.0ha
	施設型	施設イチゴ＋水稻	0.5ha
		施設トマト＋施設キュウリ＋水稻	0.52ha
	畜産型	酪農	搾乳牛25頭 育成牛14頭 飼料作物2.8ha
		肉牛（繁殖牛）	繁殖母牛20頭 育成牛4頭 育成子牛9頭 飼料作物2.0ha
		養豚（一貫）	繁殖雌豚100頭 繁殖雄豚10頭 子豚350頭 肥育豚650頭
		養鶏（採卵鶏）	成鶏30,000羽 育成鶏15,000羽
組織経営体	土地利用型	水稻＋麦＋里芋	18.0ha

【目標營農類型基本的指標】

目標営農類型策定の前提条件

1 類型の設定

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針を踏まえ、本市の実態に応じた主要な営農類型を設定した。

2 規模の設定

10年後に実現可能性のある、地域のお産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得と他産業従事者に均衡する年間総労働時間を達成できるような、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として感じられる水準とした。

3 労働力

個別経営体については、主たる農業従事者1人を含む1経営体当たり2～3人（世帯主1人、配偶者、後継者又は両親等1～2人）とし、不足分は雇用で対応することとした。

補助従事者については、主たる農業従事者のおおむね半分の労働時間として位置付けた。

4 農地条件

水田については、原則として10a以上の区画形状の整った汎用可能水田とし、効率的かつ一体的に農作業の行える連担水田とした。

5 栽培技術

現在の技術を基本に将来定着可能な技術水準とした。

6 価格

最近の需要動向を勘案して設定した。

7 使用単価等

（1）農地借入単価　：概ね10a当たり9,650円

（2）補助従事者単価：概ね1人、1時間当たり1,100円

（3）雇用賃金単価　：概ね1人、1時間当たり1,100円

【個別経営体】

土地利用型

営農類型	水稻＋麦＋里芋
経営規模	＜経営面積＞4.6 ha ＜作付面積＞水稻 3.0 ha 麦 1.0 ha 里芋 0.6 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ・主要農機具 トラクター（30PS） 1台、コンバイン（乗用4条） 1台、 田植え機（乗用6条） 1台、麦播種機 1台、軽四トラック 1台、 動力噴霧機（6PS） 1台、マルチャー 1台、掘り取り機 1台 ＜その他＞ ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・1ha程度に団地化された農用地
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	水稻＋里芋＋山の芋＋ブロッコリー
経営規模	＜経営面積＞3.0 ha ＜作付面積＞水稻 2.0 ha 里芋 0.6ha 山の芋 0.3ha ブロッコリー 0.1ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟 ・主要農機具 軽四トラック 1台、トラクター（25PS） 1台、 田植え機（乗用4条） 1台、コンバイン（乗用2条） 1台、 動力噴霧機（6PS） 2台、マルチャー 1台、掘り取り機 1台、 移植機 1台 ＜その他＞ ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・集団化された農用地
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	水稻＋里芋＋青ネギ
経営規模	＜経営面積＞2.75 ha ＜作付面積＞水稻 2.0 ha 里芋 0.3 ha 青ネギ 0.45 ha (0.15ha×3 回転)
労働力	主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1 棟 ・主要農機具 トラクター (25PS) 1 台、田植え機 (乗用4条) 1 台、 コンバイン (乗用2条) 1 台、動力噴霧機 (6PS) 1 台、 マルチャー 1 台、移植機 1 台、掘取機 1 台、ネギ調製機 1 台、 軽トラック 1 台 ＜その他＞ ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・団地化された農用地
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	水稻＋里芋＋柑橘＋花木
経営規模	＜経営面積＞2.0ha ＜作付面積＞水稻 0.6ha 里芋 0.2ha 柑橘 1.0ha (温州 0.5 ha、中晩柑 0.5 ha) 花木 0.2ha
労働力	主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1 棟、貯蔵庫 (90m ²) 1 棟、 貯水槽、モノレール、スプリンクラー ・主要農機具 トラクター (25PS) 1 台、コンバイン (乗用2条) 1 台、 田植え機 (乗用4条) 1 台、軽四トラック 1 台、動力噴霧機 1 台、 マルチャー 1 台、選果機 1 台 ＜その他＞ ・集団化された農用地 ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	茶業
経営規模	＜経営面積＞2.0ha ＜作付面積＞茶 2.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟、茶加工施設 1棟、防霜ファン 一式、 ・主要農機具 軽四トラック 1台、茶整枝機 2台、茶摘採機 2台、耕運機 1台、 裾刈機 1台、茶加工機械 一式、肥料散布機 1台 ＜その他＞ ・茶 無農薬栽培、加工販売
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

施設型

営農類型	施設イチゴ＋水稻
経営規模	＜経営面積＞0.5ha ＜作付面積＞イチゴ 0.2ha 水稻 0.3ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟、ビニルハウス 2,000㎡、 高設栽培装置 一式 ・主要農機具 暖房機 2台、トラクター（15PS） 1台、 コンバイン（乗用2条） 1台、田植え機（乗用4条） 1台、 動力噴霧機（6PS） 1台、軽四トラック 1台 ＜その他＞ ・イチゴは高設栽培 ・ライスセンター利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	施設トマト＋施設キュウリ＋水稻
経営規模	＜経営面積＞0.52ha ＜作付面積＞トマト 0.15ha キュウリ 0.07ha 水稻 0.3ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1棟、ビニルハウス 1,500㎡ ・主要農機具 暖房機 2台、軽四トラック 1台、トラクター（20PS） 1台、 コンバイン（乗用2条） 1台、田植え機（乗用4条） 1台、 動力噴霧機（6PS） 1台 ＜その他＞ ・ライスセンター利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

畜産型

営農類型	酪農
経営規模	＜飼養頭数＞ 搾乳牛 25 頭、育成牛 14 頭 ＜経営面積＞2.8ha ＜作付面積＞飼料作物 2.8ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 倉庫（60㎡）、牛舎（350㎡）、堆肥舎（185㎡）、 尿溜（93㎡）、飼料タンク 4基 ・主要農機具 トラクター（30PS）1台、軽四トラック（4WD） 1台、 タイヤショベル 1台、動力噴霧機（6PS） 1台、 バルククーラー 1台、パイプラインミルクカー他一式
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

営農類型	肉牛（繁殖牛）
経営規模	＜飼養頭数＞ 繁殖母牛 20 頭、育成牛（保留候補） 常時 4 頭、 育成子牛（出荷用） 常時 9 頭 ＜経営面積＞2.0ha ＜作付面積＞飼料作物 2.0ha
労働力	主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 倉庫（60 m ² ）、牛舎（500 m ² ）、堆肥舎（100 m ² ）、飼料タンク 1 基 ・主要農機具 トラクター（30PS） 1 台、軽四トラック（4WD） 1 台、 タイヤショベル 1 台、動力噴霧機（6PS） 1 台
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入

営農類型	養豚（一貫）
経営規模	＜飼養頭数＞ 繁殖雌豚 120 頭、繁殖雄豚 10 頭、子豚 350 頭、肥育 650 頭
労働力	主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 繁殖豚舎（550 m ² ）、分娩豚舎（250 m ² ）、肥育豚舎（800 m ² ）、 子豚育成舎（200 m ² ）、堆肥舎（200 m ² ）、飼料タンク 4 基、 コンポ 1 基、尿溜（100 m ³ ） ・主要農機具 タイヤショベル 1 台、自動給餌機 一式、ダンプ（2 t） 1 台、 自動集糞機 一式、動力噴霧機（5PS） 1 台 ＜その他＞ 自動給餌機、高床式豚舎等による労働軽減
経営管理の方法	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・パート雇用者の確保による労働軽減

営農類型	養鶏（採卵鶏）
経営規模	＜飼養頭数＞ 成鶏 30,000 羽、育成鶏 15,000 羽
労働力	主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 倉庫（100 m ² ）、成鶏舎（1,100 m ² ）、育成鶏舎（500 m ² ）、 管理舎（50 m ² ）、鶏糞乾燥施設（973 m ² ）、鶏糞置場 1 棟 ・主要農機具 中大雛ケージ 施設一式、成鶏用ケージ 施設一式、空調施設 一式、 給餌施設 一式、集卵施設 一式、除糞施設 一式、電気施設 一式、 給水器 一式、カーテン施設 一式、ワクチンプレーヤー 一式、 洗卵選別機 一式、トラック、ショベルローダー、高圧洗浄器 ＜その他＞ 養鶏は機械導入
経営管理の方法	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・社会保険等加入 ・労働条件の快適化を勧めるため作業環境の改善を図る

【組織経営体】

土地利用型

営農類型	水稻＋麦＋里芋
経営規模	＜経営面積＞18.0 ha ＜作付面積＞水稻 15.0 ha 麦 10.0 ha 里芋 3.0 ha
労働力	主たる従事者 4 人
生産方式	＜資本装備＞ ・主要施設 機械格納庫兼作業場 1 棟 ・主要農機具 田植え機（乗用6条） 1 台、動力噴霧機 1 台、掘り取り機 1 台、 トラクター（40PS） 2 台、コンバイン（乗用4条） 2 台、 軽四トラック 2 台、麦播種機 1 台 ・里芋関係 畝立成形マルチャー 1 台、定植機 1 台、掘り取り機 1 台 ＜その他＞ ・ライスセンター利用 ・里芋は全期マルチ栽培 ・1ha 程度に団地化された農用地
経営管理の方法	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る
農場従事の態様等	・休日制の導入 ・社会保険等加入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本市において、第1に示した目標の達成を担う新たに農業経営を営もうとする青年等については、就農初期の経営の安定化を図りつつ、段階的に効率的かつ安定的な農業経営へと発展することが重要である。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとに定める効率的かつ安定的な農業経営の指標を基本としつつ、おおむね就農後5年を目途に当該水準に到達することを目標とする。

なお、当該青年等の経営については、地域計画に位置付けられた担い手として、農地の集積・集約化や農地中間管理機構の活用を通じて経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業技術の導入や経営管理の高度化を推進し、持続的な経営発展を目指すものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成

本市の特産品である里芋・山の芋等の農産物を安定的に生産し、本市農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成が不可欠である。このため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応し得る技術及び経営能力を有する人材の育成を推進する。

具体的には、認定農業者制度及び認定新規就農者制度を担い手育成の中核として位置付け、これらの認定を受けた者に対する各種支援制度の活用を図るとともに、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第11条の11の規定に基づき、県が公益財団法人えひめ農林漁業振興機構を本業務の拠点として位置づけている組織。以下「支援センター」という。）、愛媛県東予地方局農業振興課（四国中央農業指導班（以下「県普及組織」という。）、農業協同組合、農業委員会等の関係機関と連携し、研修・技術指導及び経営相談等の支援を総合的に実施する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農及び定着を促進するため、就農に関する情報提供、農地・農業機械・住居等の確保支援、先進的な農業法人等における実践的研修の実施、青年等就農計画の認定及びフォローアップ、各種支援制度の活用を推進するとともに、認定農業者への円滑な移行に向けた段階的な経営発展を支援する。

さらに、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を進める中で、農業法人や集落営農組織等を中心とした雇用の創出及び雇用就農の促進を図るとともに、兼業・副業人材や

定年帰農者等、多様な人材の参画を促進する。

加えて、農業従事者の安定的な確保に向けて、家族経営協定の締結促進による就業条件の整備、休日制の導入、農作業ヘルパー制度の活用等により就業環境の改善を進めるとともに、高齢者、非農家、地域外人材等の多様な労働力の活用や、産地間連携による労働力調整の取組を推進する。

また、農福連携の推進等により多様な人材が農業分野で活躍できる環境を整備するとともに、本市農業の魅力ややりがいを積極的に発信し、将来の担い手の確保につなげる。

これらの取組を通じて、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成と定着を図り、本市農業の持続的発展を実現する。

2. 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や多様な人材の確保に向け、就農希望段階から就農後の定着・経営発展に至るまでの一貫した支援体制を構築する。

具体的には、県普及組織、農業協同組合、農業委員会等と連携し、就農情報の提供、移住・定住に係る相談対応及び住居確保支援、農業技術及び経営に関する知識・技能の習得に向けた研修の実施、農地及び農業用機械のあっせん・確保、資金調達に関する支援等を行う。

また、新規就農者等を地域農業の担い手として、地域での合意形成や協議の場への参画を促進し、定着・活躍できる環境の整備を図る。

さらに、農業法人等への雇用就農や兼業・副業人材等、多様な就農形態に応じた受入と支援を推進する。

加えて、就農後の定着を図るため、営農技術や経営に関する指導・助言に加え、販路開拓支援、生活面を含めた相談対応、地域農業者との交流機会の創出等を通じて、切れ目のない支援を実施する。

これらの支援を効果的に実施するため、本市農業振興担当課を中心として、関係機関で構成する四国中央市担い手育成総合支援協議会（以下、「協議会」という。）の機能を強化し、受入から定着までの支援を一元的に提供できる体制を整備する。

新たに農業経営を開始しようとする青年等については、青年等就農計画の作成を促し、国及び県の支援施策を活用しながら、定着及び経営発展に向けたフォローアップを行うとともに、計画達成が見込まれる者については認定農業者への移行を促進する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、就農等希望者の受入から定着・経営発展に至るまでの支援を効果的かつ一体的に実施するため、関係機関との緊密な連携の下、それぞれの専門性を活かした役割分担により各種取組を推進する。

各関係機関の主な役割は、次のとおりとする。

①農業委員会、農地中間管理機構等は、新たに農業経営を開始しようとする者に対し、

農地に関する相談対応、情報提供、農地の紹介・あっせん等を行うとともに、地域計画に基づく農地利用の最適化を推進する。

- ②県普及組織、農業協同組合、農業指導士等は、栽培技術や経営管理に関する指導・助言、経営改善に向けた支援を行い、就農後の安定的な経営の確立を支援する。
- ③本市は、関係機関との連絡調整及び施策の総合的な推進を担うとともに、就農等希望者の受入から定着までの支援を実施する。
- ④個々の集落（地域計画の作成区域）においては、就農者の受入に向けた合意形成や農地の利用調整、地域コミュニティへの参画支援等を行い、新規就農者等が地域に定着し円滑に営農できる環境の整備を図る。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
協議会は、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を一元的に収集・整理し、県及び支援センター情報提供する。

また、農業を担う者の確保を図るため、農業協同組合等の関係機関と連携し、経営の移譲を希望する農業者や後継者が不在の農業者に関する情報の把握・蓄積に努めるとともに、当該情報を県及び支援センター等の関係機関と共有し、円滑なマッチングの推進を図る。

さらに、農業経営の第三者継承を促進するため、農業経営を開始しようとする者と経営移譲を希望する農業者とのマッチングを支援するとともに、農地、農業用機械、施設、技術等の円滑な引継ぎに向けて、農業委員会、県普及組織、農業協同組合等と連携し、必要な調整及びフォローアップを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェア目標	備 考
34 %	※ 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 ※ 目標年次は、令和12年とする

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、県、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市においては、地域全体で農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、市全域及び地域ごとに、農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状を的確に把握するとともに、これらを踏まえた将来の農地利用の見通しを明確化する。

その上で、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化の推進、地域における望ましい農地利用の在り方及びその実現に向けた具体的な取組内容について、地域計画のブラッシュアップを通じて検討する。

また、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域における合意形成を図りながら、農用地の面的な集約化を推進することにより、団地面積の拡大及び分散錯圃の解消を図るとともに、担い手への農用地の集積を一層加速する。

さらに、中山間地域や担い手不足が深刻な地域においては、地域の実情に応じて農用地の維持及び有効利用を図るため、中小規模・家族経営体等の育成及び新規就農の促進を図るエリアの設定、有機農業の団地化を推進するエリアの設定等を進める。

加えて、農用地の保全及び多面的機能の発揮の観点から、蜜源作物の導入、省力的な管理手法による農地保全等の取組を推進し、地域資源としての農用地の適切な維持管理を図る。

これらの取組を通じて、地域の実情に応じた農用地の効率的かつ持続的な利用を推進するものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を確保する観点から、区域ごとに当該地域の基幹作物の繁忙期を避けて設定するものとする。開催に当たっては、既存の農業関係の会合等を積極的に活用し、効率的な周知及び参加促進を図るものとする。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県その他の関係者の中から、地域の実情に応じて適切に選定するものとする。また、協議の場においては、農用地の出し手及び受け手の意向が十分に反映されるよう調整を行うものとする。

協議事項に関する問い合わせに対応するための窓口は、市農業振興担当課に設置する。

地域計画の対象区域については、これまで実質化された人・農地プランの区域を基礎としつつ、農業振興地域内の農用地等を適切に含むよう設定するものとする。その上で、各種取組を講じてもおお農業上の利用が見込めず、農用地としての維持が困難な農地については、地域の実情に応じた保全活用計画の作成等により、粗放的利用を含めた適切な保全及び管理を図るものとする。

市は、地域計画のブラッシュアップに当たり、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と緊密に連携し、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、計画的かつ適切な進捗管理を行うものとする。

また、地域計画に基づき、利用権の設定等が適切に実施されているかについて、毎年度、進捗状況の把握及び検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善を図るために行う自主的な取組を支援する観点から、これらの者により組織される団体による農用地利用改善

事業の実施を促進するものとする。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況並びに農業経営活動の範囲等を総合的に勘案し、当該事業の実施が適当と認められる区域（おおむね１～数集落）とするものとする。

ただし、これらの条件から一の集落を単位とした区域設定が困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を及ぼさない範囲において、集落の一部を除外した区域を設定することができるものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、（２）に規定する区域内における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、次に掲げる取組とする。

- ア 作付地の集団化及び団地化の推進
- イ 農作業の受委託の推進その他作業の効率化に関する取組
- ウ 農用地の利用関係の調整その他利用の改善に関する取組
- エ 地域計画との整合を図った農用地の集積及び集約化に関する取組

（４）農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための基本的事項
- イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ウ 農作業の効率化に関する事項
- エ 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者等への農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ 地域計画との整合に関する事項
- キ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げる各事項について、その実現に向けた具体的な実施方法及び手順を明確にするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

①（２）に規定する区域を対象とする地域関係農業者等により組織される団体であって、定款又は規約及び構成員について法第２３条第１項に規定する要件を満たすものは、

基本要綱様式第4号による認定申請書を本市に提出し、農用地利用規程について本市の認定を受けることができるものとする。

②本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定に基づき認定を行うものとする。

ア 当該農用地利用規程の内容が本基本構想に適合するものであること。

イ 当該農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で適切なものであること。

ウ (4)①エに規定する役割分担が、認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。

エ 当該農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該規程に基づき農用地利用改善事業を確実に実施する見込みがあること。

③本市は、前項の認定を行ったときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程の内容を公表するものとする。

④前各号の規定は、農用地利用規程の変更について準用するものとする。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5)①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業の円滑な実施が困難と認められる場合においては、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を担う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、将来法人化することが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることその他政令第8条に規定する要件を満たすものに限る。以下「特定農業団体」という。）について、その同意を得た上で、農用地利用規程に定めることができるものとする。

②前項の規定により特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程においては、(4)①に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③本市は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)①の認定申請があった場合において、その内容が(5)②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定を行うものとする。

ア ②イに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の

集積を図るものであること。

- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託の申出があった場合に、特定農業法人が当該農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）に位置付けられた特定農業法人は、認定農業者とみなすものとする。

また、当該特定農用地利用規程は、法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画とみなされるものとする。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

①（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該団体が実施する農用地利用改善事業の区域内において、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で特に必要があると認めるときは、その利用の程度が周辺の農用地に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合にはその者）である構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程に基づき農用地利用改善事業を行う場合にあっては、当該規程に定める特定農業団体を含む。）へ利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②前項の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程において定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該規程の対象区域内において、農業上の利用の程度が周辺農地に比べ著しく劣っている農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、区域内農用地の効率的かつ総合的な利用の促進に努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導及び援助

①本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう、必要な指導及び援助に努めるものとする。

②本市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、県普及組織、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関に対して指導又は助言を求めた場合には、協議会と連携し、これらの関係機関が一体となった総合的かつ重点的な支援が行われるよう調整に努めるものとする。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、農用地の効率的かつ総合的な利用及び担い手への農地の集積・集約化を推進する観点から、農作業の受委託の組織的な促進に向け、次に掲げる事項を重点的に推進し、必要な条件整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他関係団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業受託を行う生産組織及び農業者集団の育成
- ウ 農作業及び農業機械利用の効率化を図るための農作業受委託の必要性に関する普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化に関する取組と農作業受委託の組織的促進との連携強化
- オ 地域及び作業内容の実情に応じた部分受委託から全面受委託、さらに利用権の設定等への段階的移行の促進
- カ 農作業受託に係る労賃、機械の減価償却費等を踏まえた適正な受託料金水準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の設置等により、農作業の受託又は委託を希望する者からの申出があった場合には、本市及び関係機関と連携して適切な調整を行うものとする。

また、農作業を受託する農業者の組織化の推進や共同利用機械施設の整備等を通じて、農作業受委託の円滑な実施及び拡大に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に向けた農作業受委託の活用

地域計画の実現に当たっては、担い手が一時的に受けきれない農用地についても適切に管理し、将来的に担い手へ円滑に引き継ぐことが重要である。

このため、本市は、農作業受委託の活用を通じて農用地の維持管理を図るとともに、農業支援サービス事業体による農作業受委託の推進、生産組織の育成、地域計画の策定に係る協議の場における農作業受委託の有効性の周知等を行うものとする。

これらの取組により、農作業受委託から農地の利用権設定等への円滑な移行を促進し、担い手への農用地の集積・集約化の加速を図るものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成16年8月17日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成23年10月25日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和8年9月8日から施行する。